

定期監査報告書

監査の結果 — 青市監報告第234号

第1 準拠基準

青森市監査基準

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

第3 監査の対象、日程及び実施場所

次表に掲げる日程において、各部局に属する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として監査を実施した。

日 程	対 象 部 局		実 施 場 所
	部 等	課 等	
令和3年8月17日から 同年10月15日まで	教育委員会事務局	総務課 文化学習活動推進課 中央市民センター 文化財課 市民図書館 学校給食課 指導教育課 浪岡教育課	・監査委員事務局 ・監査対象部局執務室 ・監査委員室
令和3年9月6日から 同年10月29日まで	税 務 部	納税支援課 市民税課 資産税課 国保医療年金課	・監査委員事務局 ・監査委員室
令和3年10月5日から 同年11月5日まで	会 計 機 関	会 計 課 審 査 課	・監査委員事務局 ・監査委員室
令和3年10月6日から 同年11月11日まで	交 通 部	管 理 課 営 業 所	・交通部庁舎 ・監査委員室

第4 監査の着眼点

- 1 現金取扱事務は適正に行われているか
- 2 金券等（切手・バスカード等）の使用及び保管管理は適正に行われているか
- 3 補助金、負担金等において、違法・不当な支出又は不適切な支出はないか
- 4 契約事務（契約方法、契約手続等）は適正に行われているか
- 5 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の主な実施内容

監査委員事務局の職員による予備監査（試査による書類の閲覧・証憑突合・帳簿突合などを行う書類監査又は実地において実査・立会などを行う実地監査）を実施した後、監査委員が事情聴取及び質問を行う委員監査を実施した。

第6 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、次の指摘事項を除き、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められる。

指摘事項については、速やかに適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

- 1 金券受払簿が青森市公金取扱いに関する運用指針に基づいて、適正に作成、決裁されていないものがあった。
＜青森市公金取扱いに関する運用指針＞（教育委員会事務局 文化財課）
- 2 造道小学校において、現金出納簿、領収証書受払簿に押印漏れが散見された。
＜青森市公金取扱いに関する運用指針＞（教育委員会事務局 学務課）
- 3 現金出納簿兼日計表において、記載誤りがある。
＜青森市公金取扱いに関する運用指針＞（税務部 納税支援課）
- 4 金券等受払簿に押印漏れがあり、また、残数について記載する場所の誤りがある。
＜青森市公金取扱いに関する運用指針＞（税務部 資産税課）
- 5 業務委託契約等において、過去2年の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、履行した場合に契約保証金を免除できるとされているが、過去2年間に該当しない契約実績で契約保証金を免除していた。
＜青森市企業局財務規程第167条＞
＜青森市財務規則第134条第1項第4号＞（交通部 管理課）